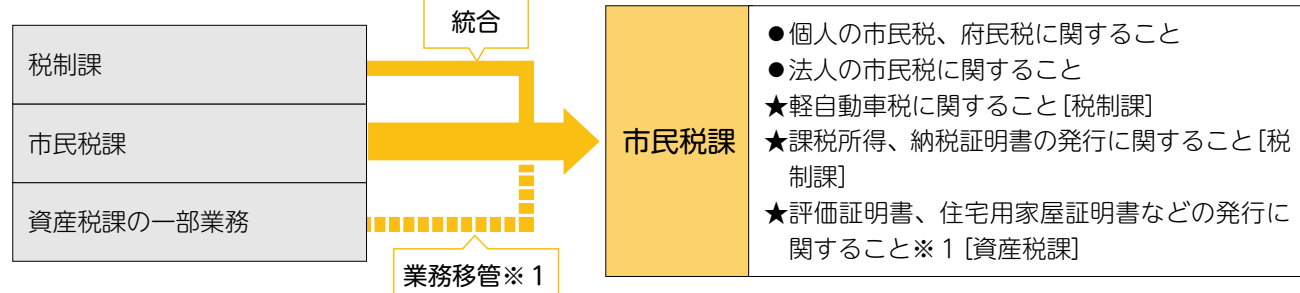
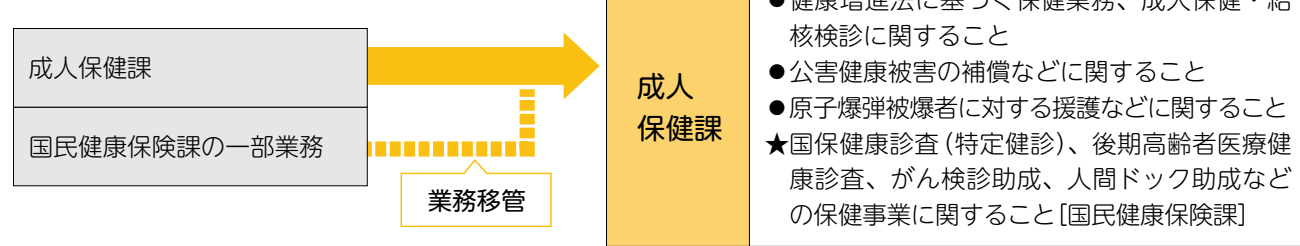


2 関連業務の集約

▶ 税証明発行窓口の一本化



▶ 特定健康診査など保健事業の一本化



3 その他(組織名称変更)

▶ さらなるDX化を推進



組織改正に伴う窓口の変更

[]内は変更前の担当部署。

◇母子保健、小児慢性特定疾病・未熟児養育医療などの医療費助成に関すること
[母子保健課]

◇障がい児通所受給者証の発行に関すること
※2 [子育て政策室]

▶ すこやか親子室へ
保健センター3階(出口町)

◇原動機付自転車の登録・廃車に関すること
◇課税所得、納税証明書の発行に関すること [税制課]

◇評価証明書、住宅用家屋証明書などの発行に関すること※1 [資産税課]

▶ 市民税課へ
市役所本庁舎中層棟2階

◇特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、がん検診助成、人間ドック助成に関すること
[国民健康保険課]

▶ 成人保健課へ
総合福祉会館5階(出口町)※3

- ※1 10月以降に移管予定。
- ※2 5月7日(火)に窓口変更予定。それまでは市役所本庁舎低層棟2階が窓口となります。
- ※3 5月7日(火)に窓口変更予定。それまでは保健センター3階(出口町)が窓口となります。

問い合わせ先は市ホームページで確認できます



市の組織が変わります

市民サービスのさらなる向上をめざして

市は、4月1日(月)付けで組織改正を実施します。市政運営を円滑かつ的確に行い、迅速に施策を展開することのできる組織とし、市民サービスのさらなる向上をめざします。

企画財政室(☎6384・1743) 総務課(☎6368・7343)

組織改正のポイント

1 子育て支援施策のさらなる推進



2 関連業務の集約



改正の主な内容

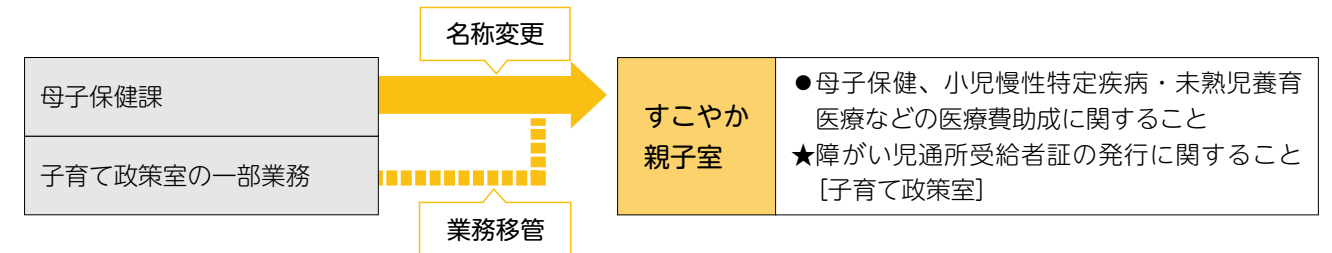
★は移管された業務。[]内は変更前の担当部署。

表の左側は3月31日まで、右側は4月1日以降の体制。改正により名称の変更がある室課や主に移管を受ける業務のみを記載しています。

1 子育て支援施策のさらなる推進

▶ 子育て支援センターを新設

◇健康医療部の母子保健課を児童部に移管し、これまで子育て政策室が所管していた障がい児通所支援に関する業務を加え「すこやか親子室」に名称変更。



◇改正児童福祉法の施行(令和6年4月)に伴い、すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センターによる「子育て支援センター」を設置。

子育て支援センター	すこやか親子室
	家庭児童相談室
	こども発達支援センター

▶▶ 妊娠・出産、子育てにおける不安や困難などを抱える家庭を早期に把握し、関係機関と連携・サポートするために、切れ目のない一体的な相談支援体制を構築します。